

分担金・拠出金の名称		シナイ半島駐留多国籍軍監視団(MFO)拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	4,909千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		シナイ半島駐留多国籍軍監視団(MFO)	任意拠出金			B
国際機関等の概要及び成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 MFOは、1979年の「エジプト・イスラエル平和条約」附属の「MFO設立議定書」(1981年)に基づき設置。両国国境地帯の平和維持を目的として、1982年からシナイ半島に展開する多国籍軍・監視団であり、同半島における両国軍の展開・活動状況・停戦の監視が主要任務。1982年のMFO展開後、過去4度にわたって戦火を交えたエジプトとイスラエルの和平が35年以上に亘り維持されており、包括的な中東和平実現の基礎となっている。 エジプト・イスラエル間の停戦維持は、我が国が中東に依存するエネルギーの安定供給を確保する上でも死活的に重要である。MFOの予算は、当事国であるエジプト、イスラエル及び米国がそれぞれ約30%を負担し、残りを我が国を含む他のドナーが拠出する仕組みとなっている。本件拠出金は、文民職員の給与と監視活動にあたる軍人の食糧調達費に限定して使用される。 (2)拠出に当たっての成果目標 エジプトとイスラエルの間の停戦維持及び紛争防止により両国の和平を維持することを目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・MFOは、1979年の「エジプト・イスラエル平和条約」附属「MFO設立議定書」に基づき、シナイ半島に展開する多国籍軍・監視団であり、同半島における両国軍の展開・活動状況・停戦の監視を主要任務とする。1982年のMFO展開後、エジプトとイスラエルとの間で大規模な戦闘は発生しておらず、両国の和平が35年以上に亘り、維持されている。 ・シナイ半島の停戦監視任務は、当初、国連による平和維持活動が追及されたものの、冷戦下の国際情勢により実現しなかった。MFOの現地活動部隊は、3個歩兵大隊(総数2,000人以上)、1個支援大隊、沿岸哨戒部隊、航空部隊、文民監視団等より構成されており、高い専門性を有する活動を行っている(現在の参加国は12か国)。 ・MFOの取組の成果は、年次報告書の形で加盟各国に配布され、ホームページでも広く一般に向けて発信されている。我が国の支援についても、ホームページに特記する配慮を行っている。 ・国連休戦監視機構(UNTSO)等国連機関と必要な情報共有がなされている。 ・当事国であるエジプト、イスラエル及び米国から、累次に亘り、我が国の支援に対する謝意と高い評価が示されている。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・MFOの予算執行は独立の外部監査が入っており、厳しく管理されている。その監査結果はMFOのホームページで公表されている。執行済みの予算に関する会計報告については、年次総会の承認を得て毎年12月に外務本省が受領している。これらの評価等は、将来の予算に反映している。 ・欧米他12か国による多国籍軍・文民監視団約1,700名からなるMFOは、高い志気と規律をもって、変わらぬ平和維持機能を維持したまま、83年の設立時に比べ、兵員規模で約4割、予算総額で約2割の削減を行っている。また、MFOは燃料費等活動費の支出抑制等、経費削減とコストパフォーマンスの向上に努めている。 ・2015年5月、MFOは、かねてから計画のあった再編成・組織編成の一環として、①北キャンプにあった司令部機能及び兵站機能の南キャンプ(シェルム・エルシェイク)への移設、②古い有人監視ポストの廃止及び無人ポストの設置、③南キャンプの防護機能の強化等を実施し、任務の効率性向上とコスト削減を実現する改革を行っている。2016年の訪日の機会等を捉え、サタフィールドMFO事務局長に対して、日本の支援の広報とともに合理化努力を求めている。				

Ⅱ 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・本件拠出金は、文民職員の給与と監視活動にあたる軍人の食糧調達費に限定して使用される。本件拠出は、イスラエル・パレスチナにおける「平和と繁栄の回廊」構想を含む、中東和平への取組を補完するものであり、日本の中東和平における貢献とプレゼンスを確保する上で、その有用性は極めて高い施策である。 ・実際に、1988年からの本件拠出は、我が国の重要外交課題の一つである中東地域の安定に対する日本の貢献策として、MFO事務局は当然のこと、主要関係国であるイスラエル、エジプト、米国からも高く評価されるとともに、我が国からの継続的な貢献が求められており、その外交的意義は大きい。 ・他方、我が国の拠出金額は1990年代のレベルの5%以下にまで低下しており、これ以上の減額は、MFOにおける我が国の存在感が低下するばかりか、上記主要関係国に中東和平への取組に対する我が国の消極的姿勢と受け取られかねず、「平和と繁栄の回廊」等、我が国が独自に進める中東和平支援へも影響を及ぼしかねない。 ・イスラエルとアラブ周辺国との和平問題への関与は、公平性とバランスが不可欠であるが、中立性の高いMFOの活動への支援は、日本の中東和平に係る二国間支援を補完する重要な手段となっている。 ・MFOの本部が所在するローマで開かれる年次会議に在イタリア日本大使館の代表が参加し、MFOの活動に関する我が国の意見を述べているほか、在エジプト日本国大使や同館防衛駐在官が定期的に現地MFO代表と面会したり、シナイ半島のMFOのキャンプを訪問して、MFOの活動状況、現地情勢について、協議を行い、我が国の問題意識を伝えている。 ・MFOの事務局長が、2015年から毎年来日し、外務省、防衛省幹部に対し、MFOの活動報告並びに我が国支援に対する謝意及び継続的な拠出に対する期待が寄せられるほか、中東情勢全般に関する意見交換を行っている。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・現在のところ、MFOに日本人職員はいない。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN:MFO本部が実施計画を策定。毎年10月に開催される総会でMFOから提出された事業計画を精査し、必要に応じ内容を修正した上で承認。 DO:在外公館による現地視察・MFOとの協議等により、事業を適切にモニタリング。 CHECK:最終報告書を確認し、計画どおりの成果を上げているか評価。外部監査機関による会計報告書を評価。 ACT:MFOとの不定期の協議を通じて、事業運営を改善。
担当課室名		中東第一課